

本解説・資料集について

酸性電解水(強酸性電解水と微酸性電解水)が、「次亜塩素酸水」という名称で昨年(平成14年)6月に食品添加物の指定を受けました。これまで電解水では、強酸性電解水や飲用アルカリ性電解水(アルカリイオン水)の製造装置が医療用具や家庭用医療用物質生成器として認可の対象となってきましたが、今回の食品添加物指定においては電解水そのものが認可の対象となっていること並びに新たな名称が与えられたことが従来と異なっています。すなわち、このことは電解水をめぐる新しい状況が生まれたことを意味しています。食品添加物指定に伴って厚生労働省から出された省令や告示、および通知やパブリックコメントに対する考え方をきちんと読むならば、正しい理解や認識をもつことができますが、電解水製造装置のメーカーや販社、電解水の研究者やユーザーなどの方々におかれては、それらに容易に目を通す環境があるわけではありませんので、誤解や混乱が生じることが懸念されました。そこで当財団では、今回の食品添加物指定に関係する文書や資料等の収集とそれらの内容の要点についてまとめることにいたしました。本解説・資料集が酸性電解水の食品添加物指定に関する正しい理解が深めるための一助となることを願っております。本解説・資料集をまとめるに当たり、厚生労働省医薬局食品保健部基準課、(社)日本食品衛生協会、日本機能水学会および強電解水企業協議会のご協力に深甚な感謝の意を表します。

財団法人 機能水研究振興財団 理事長 糸川嘉則
学術委員長 堀田国元

財団法人 機能水研究振興財団事務局
〒141-0021 東京都品川区上大崎2-20-8
TEL 03-5435-8501 FAX 03-5435-8522
Email: kinousui-zaidan@fwf.or.jp
Home Page: <http://www.fwf.or.jp>

目 次

酸性電解水(次亜塩素酸水)の食品添加物指定までの経緯	1
食品添加物指定酸性電解水(次亜塩素酸水)の要点	2
官報 第3378号(平成14年6月10日号)抜粋	3
厚生労働省医薬局食品保健部長通知	4
厚生労働省医薬局食品保健部基準課長通知	5
酸性電解水に関するパブリックコメント	7
強電解水企業協議会使用マニュアル	8
厚生労働省医薬局食品保健部基準課による酸性電解水の解説	9
